

金融審議会金融分科会第一部会

開示関係資料

平成16年9月28日

目 次

最近における開示・会計・監査制度の変革	1
四半期開示の状況	2
諸外国における四半期開示の状況	4
証券取引法における有価証券の種類	6
コーポレート・ガバナンス等に関する最近の制度改正等	7
米企業会計改革法 (Sarbanes-Oxley Act) セクション404 における内部統制報告書の概要	8
日本公認会計士協会による「監査時間数の調査」結果 の概要	9
証券アナリストの信頼性の向上に向けた取組み	10
米国におけるレギュレーションFDの概要	11
EDINETによる開示の流れ	12
開示手続に係るEDINETの適用時期	13
EDINETによる開示書類閲覧アクセス件数	14
EDINETに関する利用者からの要望	15

最近における開示・会計・監査制度の主な変革

年 度	開 示 制 度	会 計 制 度	監 査 制 度
平成 10年度	資産流動化証券、投資証券、預託証券 及びカバードワラントに係る開示制度の整備 国内投資信託証券への開示規制の適用		
11年度	届出を要する募集等に係る基準の引下 げ(発行価額等5億円 1億円)	連結財務諸表原則の改訂 連結キャッシュ・フロ - 計算書の導入 税効果会計に係る会計基準の導入 研究開発費等に係る会計基準の導入	
12年度		金融商品に係る会計基準の導入 退職給付に係る会計基準の導入	
13年度	EDINETの運用開始 目論見書の電子交付の導入 金庫株制度導入に伴う開示制度の整備		
14年度	投資信託目論見書の記載内容等の改善 新株予約権制度導入に伴う開示制度の 整備		監査基準の全面的改訂
15年度	「事業等のリスク」、「財政状態及び経営 成績の分析」及び「コーポレート・ガバナン スの状況」についての開示の導入 有価証券報告書等の記載内容の適正性 に関する代表者による確認書(任意)の導 入 少人数私募要件の見直し	固定資産の減損に係る会計基準の導入 企業結合会計基準の公表(18年度から 実施予定)	中間監査基準の改訂
16年度	有価証券報告書等に係るEDINET使用 義務化 目論見書制度・公開買付制度の見直し (12月1日施行)		公認会計士法の改正(平成16年4月施 行)

四半期開示の状況

1. 開示の状況

東京、大阪、名古屋、札幌及び福岡各証券取引所並びに日本証券取引所(JASDAQ)において、「四半期財務・業績の概況」の開示を義務付け。

2. 四半期開示の実施の経緯

平成15年4月～ 「四半期業績の概況」(原則、売上高のみ)の開示を義務付け

16年4月～ 「四半期財務・業績の概況」(下記3参照)の開示を義務付け

【経過措置】 システム対応や子会社における対応等の必要がある上場会社についての実務上の準備期間を考慮し、施行日(平成16年4月1日)以後3年以内に開始する連結会計年度については、従前の「四半期開示業績の概況」の開示をもって、「四半期財務・業績の概況」の開示に代えることができる。

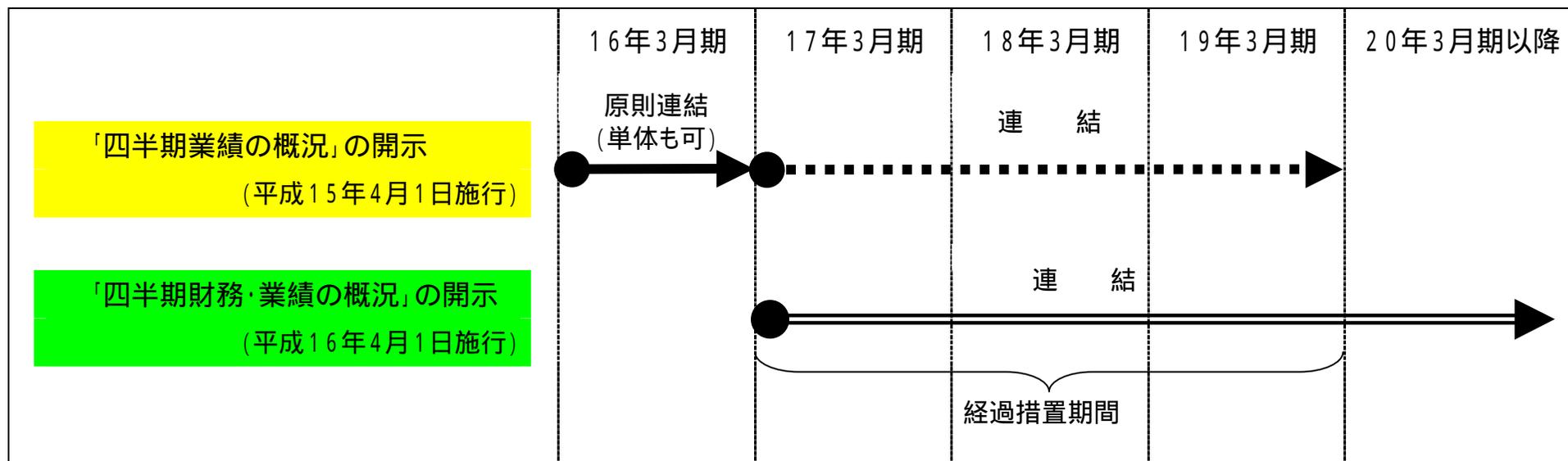
(参考) 東京証券取引所の調べでは、同証券取引所上場会社の85.5%の上場会社が平成17年3月期第1四半期において「四半期財務・業績の概況」を開示。

3. 四半期開示の内容

「四半期財務・業績の概況」として、第1四半期及び第3四半期における上場会社の属する企業集団(連結財務諸表を作成していない上場会社は当該上場会社)の経営成績及び財務状態に係る四半期財務情報を開示。

具体的には、連結ベース(連結財務諸表を作成していない上場会社は個別ベース)の売上高、営業利益、経常利益、四半期(当期)純利益、総資産及び株主資本の額並びに(要約)貸借対照表及び(要約)損益計算書を開示。

【スケジュール(3月31日決算の場合)】



諸外国における四半期開示の状況

(1) 欧米

項目	米 国		カナダ	英 国	ド イ ツ	ユーロネクスト
		NYSEにおける開示				
現状	1934年から開始。現在の四半期報告書制度は1970年に導入。		1978年から開始。	優良銘柄市場、tech Mark等において市場開設時点(1999年11月)より義務づけ。	2003年から導入された新市場区分 Prime Standard市場銘柄に義務づけ。	2004年から Next EconomyとNext Prime 市場で義務づけ。
開示根拠	証券取引所法により SECへの四半期報告書の登録を義務づけ。	上場会社マニュアル	オンタリオ州証券法。トロント証券取引所の上場会社向けのマニュアルにおいてほぼ同様の内容を規定。	LSE上場規則	取引所法(ベルゼ・アクト)	ユーロネクスト上場規則
開示内容(財務情報等)	・損益計算書 ・貸借対照表 ・キャッシュ・フロー計算書	最低限の項目として、特別若しくは非経常的項目、及び、税引前利益と税引後利益、若しくは、純利益と税額。追加的情報として、売上高等。	・損益計算書 ・貸借対照表 ・剰余金計算書 ・キャッシュ・フロー計算書	・損益計算書 ・貸借対照表 ・キャッシュ・フロー計算書	・損益計算書 ・貸借対照表 ・株主持分変動計算書 ・キャッシュ・フロー計算書	・損益計算書 ・貸借対照表
監査、レビュー	会計士によるレビューを義務付け。		監査は求められていない。	任意。監査人等によって監査されている場合は、監査人のレポートが必要。	義務づけはなし。ただし、会計士の監査を受けた場合は、レポートを添付。	レビューは必要なし。
開示の時期	四半期末終了後35日以内(現行45日。段階的に短縮。)	期限なし。現実には四半期末終了後、1週間程度。	四半期末終了後60日以内。	四半期末終了後90日以内。	四半期末終了後60日以内。再保険業は120日以内。	四半期末終了後60日以内。

出典：東京証券取引所作成資料、「四半期決算の実務と開示手続のすべて」(税務研究会出版局)、「四半期開示なるほどQ&A」(中央経済社)

(2) アジア

項目	韓国	中国	シンガポール	香港
現状	2000年から年次報告書提出会社に導入。	2001年に中国証券監督管理委員会(CSRC)の特別規定を公表。 上海、深鋤の証券取引所では2002年から導入。	2003年から、時価総額が一定以上の企業に段階的に導入。	GEM(成長企業)市場において、1999年(市場開設時)から導入。
開示根拠	証券取引法	CSRCの特別規定	取引所の上場規則	取引所の上場規則
開示内容(財務情報等)	・損益計算書 ・貸借対照表 ・キャッシュ・フロー計算書	・要約損益計算書 ・要約貸借対照表	・損益計算書 ・貸借対照表 ・キャッシュ・フロー計算書 ・株主持分変動表	少なくとも、売上高、税引前利益、税引後利益、少数株主に対する利益、株主に対する利益、配当金、剰余金の変動など。
監査、レビュー	金融機関及び一定規模以上の会社のみ会計士の監査意見が必要。	特段の定めがある場合を除き、会計監査を受ける必要はない。	監査又はレビューが行われたかどうかを記載。行われている場合、監査人による報告書を添付。	発行者の監査委員会によるレビューを義務づけ。監査人による監査の有無を報告書に記載。
開示の時期	四半期末終了後45日以内。	四半期末終了後30日以内。	2003年までは四半期末終了後60日以内。 2004年以降は45日以内に短縮。	第1～第3四半期は期末終了後45日以内。 第4四半期(本決算)は期末終了後3ヶ月以内。

出典：東京証券取引所作成資料、「四半期決算の実務と開示手続のすべて」(税務研究会出版局)、「四半期開示なるほどQ&A」(中央経済社)

証券取引法における有価証券の種類

証券取引法の規定	有価証券の種類	備考			
2条	1項	1号 (9号) 国債証券 (外国債証券)	(開示規制適用除外)		
		2号 (9号) 地方債証券 (外国地方債証券)	(開示規制適用除外)		
		3号 (9号) 特殊法人債 (外国特殊法人債)	(開示規制適用除外)		
		3号の2 (9号) SPCの特定社債券 (同じ性質を有する外国SPCの社債券)	平成10年9月に証券取引法上の有価証券とされる。		
		4号 (9号) 社債券	企業型 (外国会社の社債券)		
			資産型(ABS) (外国会社の社債券)		
		5号 (9号) 特殊法人出資証券 (外国特殊法人の出資証券)	企業型 資産型	(開示規制適用除外)	
		5号の2 (9号) 優先出資証券 (同じ性質を有する外国証券)			
		5号の3 (9号) SPC優先出資証券 (同じ性質を有する外国SPC出資証券)		平成10年9月に証券取引法上の有価証券とされる。	
		6号 (9号) 株券	(外国会社の株券)	企業型 資産型	
		7号	投資信託の受益証券 外国投資信託の受益証券	平成10年12月に証券取引法の開示規制が適用される。	
		7号の2	投資証券・投資法人債権 外国投資証券(投資法人債権の性質を有するものを含む。)	平成10年12月に証券取引法上の有価証券とされる。 株券の性質を有するものとされていたが、平成10年12月に改めて定義される。	
		7号の3 (9号)	貸付信託の受益証券 (外国の貸付信託の受益証券)	(開示規制適用除外)	
		7号の4 (9号)	特定目的信託の受益証券 (同じ性質を有する外国の受益証券)	平成12年11月に証券取引法上の有価証券とされる。	
		8号 (9号) CP	企業型 (外国会社のCP)		
			資産型(ABCP) (外国会社のCP)	平成10年9月に証券取引法上の有価証券とされる。	
		10号	外国貸付債権信託受益証券		
		10号の2	カバードワラント 外国のカバードワラント	平成10年12月に証券取引法上の有価証券とされる。	
			10号の3	預託証券 外国預託証券	平成10年12月に証券取引法上の有価証券とされる。
		11号	外国譲渡性預金証書(CD)		
		2項	前段	有価証券に表示されるべき権利 外国有価証券に表示される権利	
			1号	銀行等の貸付債権信託受益権	
2号	外国法人に対する貸付債権信託受益権				
3号	有限責任契約に基づく権利				
4号	外国法令に基づく契約で有責組合契約に類するものに基づく権利		平成16年12月に証券取引法上の有価証券とされる。		
5号	政令で定める金銭債権				

コーポレート・ガバナンス等に関する最近の制度改正等

項 目	証 券 取 引 法 (平成16年3月期以降)	商 法
内部統制	<p>有価証券報告書等における開示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開示が義務づけられる「コーポレート・ガバナンスの状況」の記載内容の例示として、「内部統制システムの整備の状況」が挙げられている。 <p style="padding-left: 20px;">経営者の確認書の任意提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代表者は、有価証券報告書等の記載事項が適正であることを確認し、その旨を記載した書面を当該有価証券報告書等に添付することができる。 ・ 当該確認書の記載事項として、財務諸表等が適正に作成されるシステムが機能していたかを確認した旨及びその内容が挙げられている。 	<p>内部統制の構築責任の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会等設置会社について、内部統制の構築は経営者の責任であることが法令上明らかにされた(平成14年商法改正)。 <p style="padding-left: 20px;">営業報告書への内部統制システムの記載の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法制審議会会社法部会では、内部統制システムの構築の基本方針について、取締役会が設置されている会社では取締役会の専決事項とし、決議した場合には決議の概要を営業報告書の記載事項とすることを検討している。 ・ さらに、大会社については、内部統制システムの基本方針の決定を義務づけることを検討している。
役員報酬	<p>有価証券報告書等における開示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開示が義務づけられる「コーポレート・ガバナンスの状況」の記載内容の例示として、「役員報酬の内容」が挙げられている。 	<p>営業報告書での役員報酬の開示の一部義務づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役・監査役・執行役の定款又は契約に基づく責任免除規定を採用する会社は、営業報告書に取締役・監査役・執行役に支払った報酬、その他の職務遂行の対価である財産上の利益の額を記載しなければならない。(平成13年12月商法改正) <p style="padding-left: 20px;">附属明細書での役員報酬の開示義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記以外の会社は、附属明細書に取締役・監査役・執行役に支払った報酬、その他の職務遂行の対価である財産上の利益の額を記載しなければならない。
監査報酬	<p>有価証券報告書等における開示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開示が義務づけられる「コーポレート・ガバナンスの状況」の記載内容の例示として、「監査報酬の内容」が挙げられている。 	<p>営業報告書における監査報酬の開示の一部義務づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連結特例規定適用会社(証券取引法の規定により有価証券報告書を提出すべき会社)は、営業報告書において、会社及び連結子法人等が支払う会計監査人に対する報酬等の合計額及び監査報酬額を開示しなければならない。(平成14年商法改正) <p style="padding-left: 20px;">監査役会等への監査報酬の同意権限付与の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法制審議会会社法部会では、監査役会(監査役会のない会社では監査役の過半数)又は監査委員会に、会計監査人の報酬の決定に関する同意権限を付与することを検討している。

米企業会計改革法(Sarbanes-Oxley Act) セクション404 における内部統制報告書の概要

(2002年7月25日両院で可決、30日大統領署名・成立)

米企業会計改革法セクション404及びRegulation SKにより、SEC登録会社の宣誓を行う役員は、年次報告書で、財務報告のための適切な内部統制の構築・維持の責任を明らかにし、当該内部統制の有効性の評価結果の記載を行わなければならない。

SEC登録会社は、経営者による内部統制の有効性の評価を合理的にサポートするための文書を含む、証拠となる事項を維持しなければならない。

さらに、当該会社の監査人は、内部統制報告書における有効性評価について、監査を実施しなければならない。(SEC登録企業は、2004年11月15日以降の決算期から、SECに登録している日本企業は2005年7月1日以降の決算期から適用。)

日本公認会計士協会による「監査時間数の調査」結果の概要

1. 調査の概要

海外（アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス及びカナダ）と日本のデータについて、各業種別に連結総資産額又は連結売上高を独立変数、監査時間数を従属変数とした散布図を作成し、単回帰分析による開示直線を求めた。

散布図から海外、日本のデータが実際に存在する近辺の連結総資産額又は連結売上高を各々4箇所選定し、それらにおける監査時間数の差を倍率として求めた。

2. 調査の結果

(1) 監査総時間数の分析結果

海外における監査時間数は、連結総資産額又は連結売上高を変数とした監査時間数の分析のいずれにおいても、相関係数の低い表1の「サービスその他」を除き、日本の監査時間数の概ね1.1倍から2.8倍となることが判明した。

表1 総資産額を変数とした監査時間数の分析

業種	連結総資産額	海外/日本	サンプル数	相関係数	倍率
金融	25兆円以下	海外	22	0.724	1.98 ~ 2.57
		日本	17	0.923	
製造	3兆5千億円以下	海外	31	0.658	2.66 ~ 2.82
		日本	28	0.711	
サービスその他	2兆5千億円以下	海外	33	0.455	0.94 ~ 2.03
		日本	17	0.937	

表2 売上高を変数とした監査時間数の分析

業種	連結売上高	海外/日本	サンプル数	相関係数	倍率
金融	4兆円以下	海外	30	0.905	1.99 ~ 2.62
		日本	21	0.923	
製造	1兆4千億円以下	海外	26	0.821	1.11 ~ 2.65
		日本	26	0.904	
サービスその他	5兆円以下	海外	37	0.584	1.57 ~ 2.83
		日本	17	0.933	

(2) 監査業務内容別の構成割合分析結果

入手した海外及び日本の監査時間数を内容別に4区分し、その構成割合を求めた。

総合的に比較分析すると、日本では報告書作成他に係る負担が軽いものの、監査計画と統制評価手続に費やす時間が海外に比べて不足しており、その分を実証手続で補っていると想定することができる。

表3 監査業務内容別の構成割合分析

(単位: %)

業種	区分	監査計画	統制評価手続	実証手続	報告書作成他
金融	海外	12	35	29	24
	日本	6	27	55	12
製造	海外	14	29	40	17
	日本	7	25	54	14
サービスその他	海外	8	33	42	17
	日本	7	31	53	9
総合	海外	13	31	36	20
	日本	7	27	54	12

(備考) 平成16年9月16日に公表された日本公認会計士協会「監査実務の充実に向けて」より抜粋。

証券アナリストの信頼性の向上に向けた取組み

平成15年9月25日にIOSCOが公表した「セルサイド証券アナリストの利益相反に対処するための原則」や、平成15年12月16日に証券取引等監視委員会がアナリスト・レポート及びアナリストに対する適切な管理体制の構築に関する建議を行ったことを受け、取引の公正確保のための施策の必要性から、日本証券業協会に対し、証券アナリストに関する自主ルールの所要の見直しを行うよう要請した。これを受け日本証券業協会では、同協会の証券アナリストに関する自主ルールである「アナリスト・レポートの取扱い等について」を改正した。

主な改正内容は以下のとおりである。

(1) 役員となっている会社のアナリスト・レポートの執筆禁止

アナリストが役員となっている会社のアナリスト・レポートをアナリスト自らが執筆することを禁止する

(2) 外部アナリスト執筆のアナリスト・レポートの使用

ア. 契約等に基づき外部アナリスト執筆のアナリスト・レポートを使用する場合には、外部アナリストとアナリスト・レポートの対象会社との重大な利益相反関係を明示する措置を講じなければならない

イ. 外部アナリスト執筆のアナリスト・レポートを使用する場合には、会員がアナリスト・レポート作成につき対価を支払っている若しくは支払う約束をしているとき、また、会員が対象会社を指定してレポート作成の依頼をしたときは、その旨を顧客に通知又はレポートに表示しなければならない

(3) アナリストの引受部門及び投資銀行部門の業務への関与の禁止

アナリストが、引受部門又は投資銀行部門の業務に関して行う企業等への提案活動や、企業等又は当該役員が行う投資家への説明会等への関与を禁止する

(4) アナリスト等の証券取引への対応

アナリストが担当する会社の有価証券の売買・保有等を原則禁止する

(出典) 金融庁の1年(平成15事務年度版)

米国におけるレギュレーションFDの概要

(2003年10月施行)

証券の発行企業等が、その発行企業又は発行証券に関する重要かつ非公開の情報を特定の情報受領者に対して開示したときは、

- (1) 意図的な開示の場合には、同時に (simultaneously)、
- (2) 意図的でない開示の場合には、速やかに (promptly)、

その情報を開示しなければならない。

情報開示の主体

証券の発行会社、その会社の役員及び情報受領者と通常接触している者である。

重要性の定義

条文上、重要性の定義はなされていない。実際は、「合理的な株主であれば、投資判断に際してその情報を重要と考えるであろう」という相当の蓋然性があれば、それは重要な情報に該当すると解釈されている。

なお、SECは、何が重要であるかにつき具体的なリストを作成することはできないとしているが、損益に関する情報、合併などに関する情報、新たな事業展開などに関する情報等については、それが重要であるかについて、慎重に判断されるべきであると注意を促している。

情報受領者

ブローカー又はディーラー及びそれらと関連を持つ者、投資顧問業者、投資会社など証券市場のプロフェッショナル及び証券を保有する者。

弁護士、投資銀行、会計士など会社に対して守秘義務を負う者、守秘義務契約を交わした者、信用格付会社などは除外とされる。

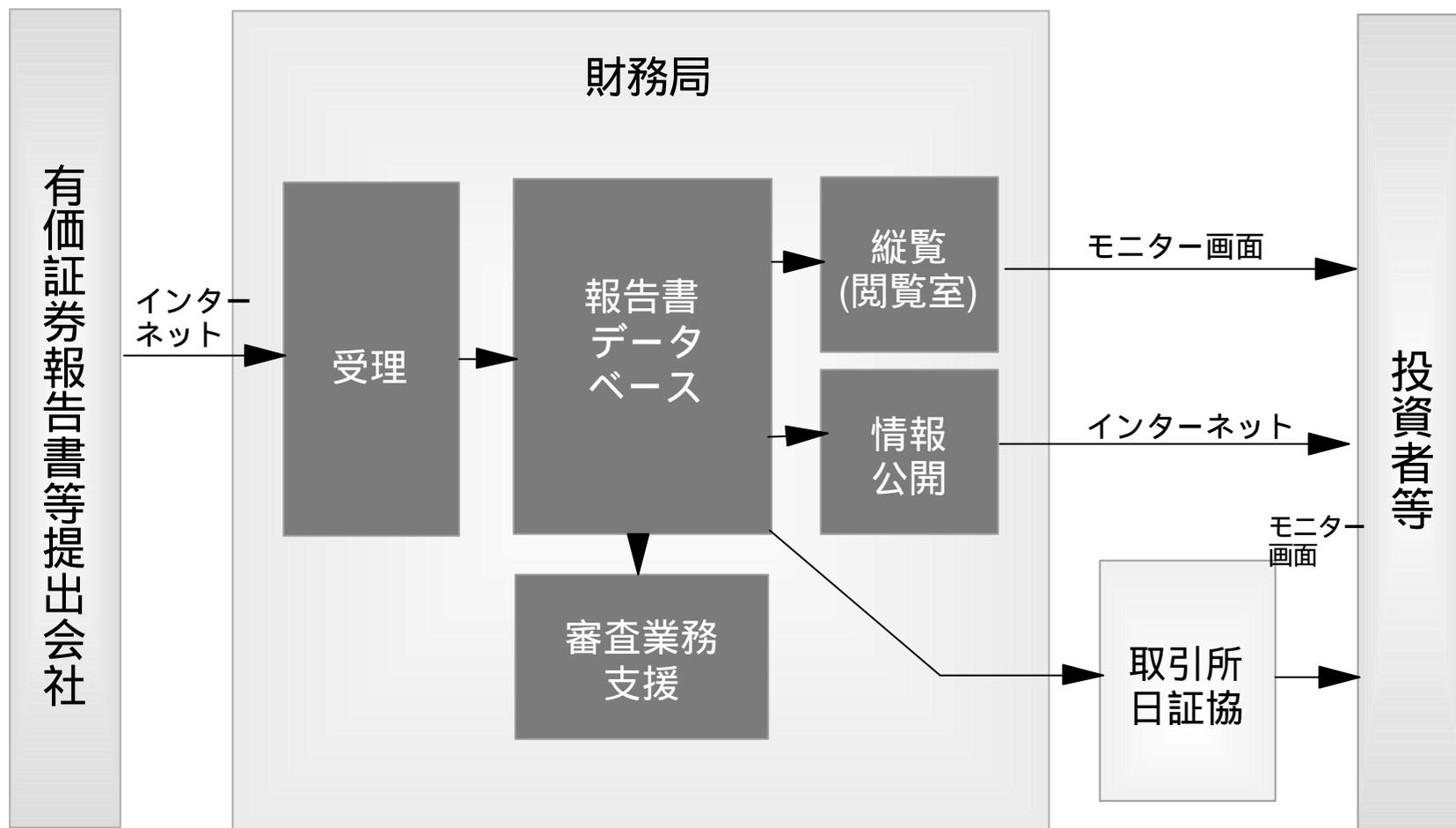
速やかに

選択的信息開示を知ってから24時間以内あるいはNY証券取引所の次の取引開始の時まで。

情報公開の方法

原則、SECに書式8-K(臨時報告書)を届け出なければならないが、広範かつ非限定的に情報を公開する方法により発表した場合には、書式8-Kの提出の必要はない。

有価証券報告書等の電子化後の開示関連事務の流れ



事務負担軽減

受理、審査及び縦覧事務の効率化

企業情報への容易・迅速なアクセスの確保

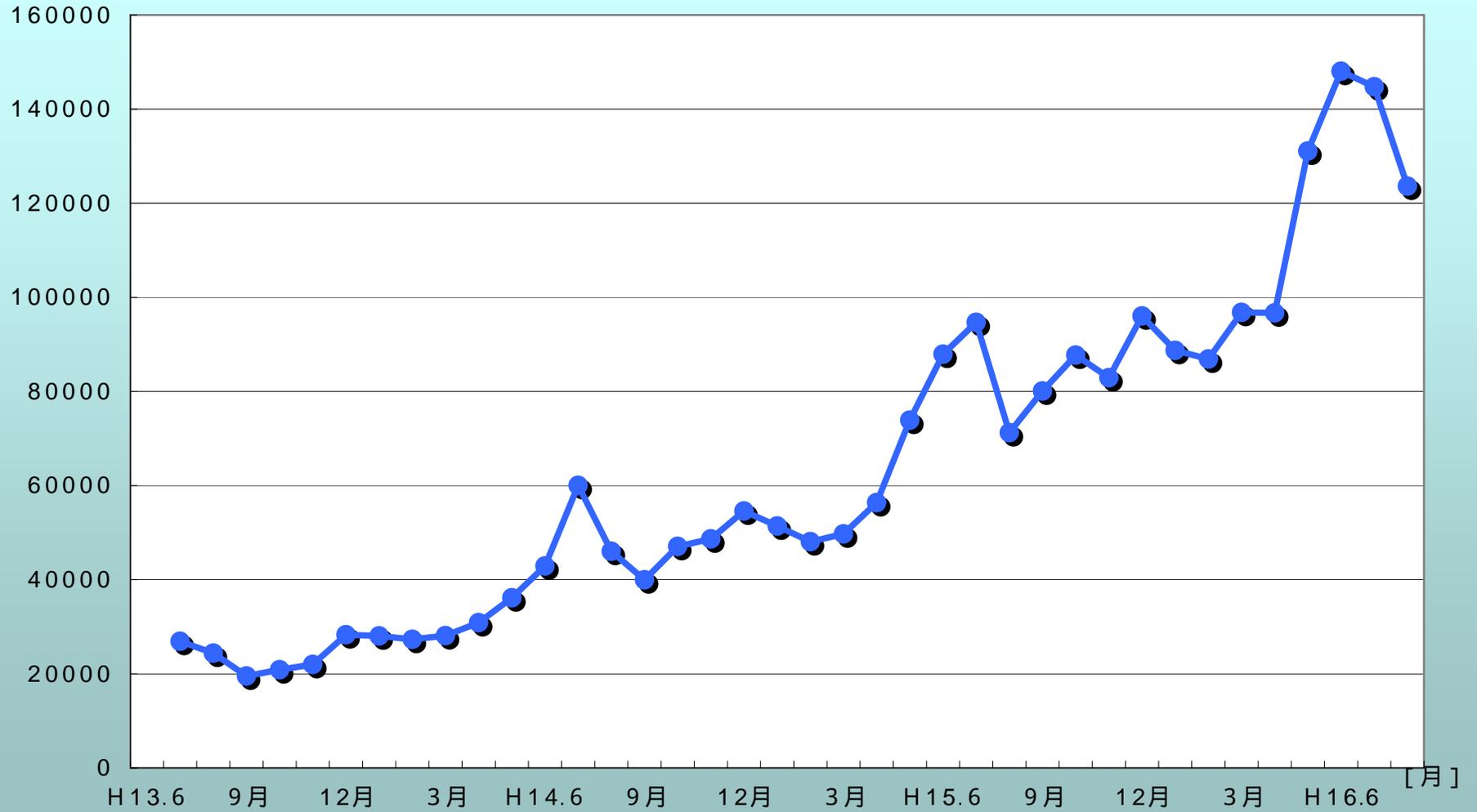
開示手続に係る E D I N E T の適用時期

	開示書類等	適用時期							
		H13/6	H14/6	H15/6	H16/6	H17/6	H18/6	H19/6	
電子開示手続	[流通開示手続] 有価証券報告書 半期報告書 臨時報告書 秘密事項の非縦覧申請 (上記書類に係るもの)	書面による提出	任意			原則適用			
	[上記以外の電子開示手続] 有価証券届出書 発行登録書 発行登録追補書類 秘密事項の非縦覧申請 (上記書類に係るもの) 発行登録取下届出書 自己株券買付状況報告書 公開買付届出書 意見表明報告書 公開買付報告書 公開買付撤回届出書	書面による提出	任意			原則適用			
任意電子開示手続	有価証券通知書 発行登録通知書 別途買付禁止の特例を受けるための申出書	書面による提出	任意						
	大量保有報告書 変更報告書 基準日の届出書	書面による提出	任意						

(注) 「電子開示手続」は原則適用(平成16年5月31日までは任意適用)、「任意電子開示手続」は任意適用である。

EDINETによる開示書類閲覧アクセス件数

[件数]



EDINETに関する利用者からの要望

No.	要望内容	件数(件)
1	回線の増強	37
2	検索機能の強化	18
3	印刷機能の強化	14
4	現在HTMLファイルで提供されているデータのPDFでの提供	13
5	MAC OSへの対応	6
6	対応OS,ブラウザ範囲の拡張	6
7	EDINET稼動以前の提出書類の提供	5
8	ペーパーベースで提出された書類の提供	4
9	画面構成の改善	4
10	提供開始時間の前倒し	3
11	EDINETに登録されているデータの一括提供	1
12	会社リストファイルの提供	1

- (備考) 1. 金融庁ホームページに寄せられた利用者からの声を集計したもの(2004年1月から2004年7月まで)。
 2. No. 1については、9月1日から回線を増強し、要望に対応している。